平成２６年（フ）第７７号
埼玉県東松山市大字上野本21番地１
債務者　田中　美緒
１　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７８号
埼玉県児玉郡上里町大字三町775番地11
債務者　栗原　寛恵
１　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４７号
埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目１番５号　吹上第２ダイヤモンドマンション404号
債務者　福岡　哲之
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
埼玉県川口市並木元町５番16号
債務者　並木多加根
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ206、旧住所埼玉県和光市新倉１丁目４番６号　伊藤コーポ101
債務者　武藤　君子
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
さいたま市岩槻区大字古ケ場716番地９、住民票上の住所茨城県古河市桜町９番１―305号　市営
債務者　伊東　政好
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
新潟県見附市嶺崎２丁目２番３号
債務者　齋藤　栄蔵
１　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
岡山県倉敷市浜町１丁目２番18号
債務者　藤原　奈美
１　決定年月日時　平成26年４月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
岡山県総社市駅前２丁目18―３　オーシャン１―201号、住民票上の住所岡山県倉敷市田ノ上736番地16　メゾン片山102
債務者　大本　智香（旧姓徳山）
１　決定年月日時　平成26年４月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
沖縄県浦添市西原２丁目10番12―201号　グリーンヒルＫ・Ｍ
債務者　與那嶺　徹
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６２号
沖縄県那覇市長田２丁目33番57号　メゾンクリスタル106
債務者　大城　弘輝
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６４号
沖縄県那覇市三原１丁目28番23号
債務者　根路銘裕美
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２１号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番８―303号
債務者　伊藤　好修
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７２号
北海道千歳市弥生１丁目２番31―128号　市営住宅祝梅団地
債務者　藤原　重子（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９３号
札幌市白石区菊水元町１条１丁目１番12号
債務者　尾形　正伸
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９８号
札幌市東区北28条東２丁目２番７号　シティーハウスＭ＆Ｍ105号
債務者　石井　典男
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１号
群馬県邑楽郡大泉町朝日１丁目５番Ｄ―８号　長沼町営住宅団地、前住所群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目25番１号　三洋電機株式会社大利根寮３号館102号
債務者　高村　智勇
１　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
前橋地方裁判所太田支部